

船舶事故調査報告書

平成27年8月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決


委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成26年7月21日 16時00分ごろ
発生場所	熊本県上天草市樋合海水浴場西方沖 天草大矢野橋橋梁灯（C1灯）から真方位265° 2,550m付近 （概位 北緯32° 32.58′ 東経130° 23.73′）
事故調査の経過	平成26年7月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ^{ケイエイ} K a プロジェクト、0.2トン 293-39915熊本、NPO法人KAプロジェクト 3.02m (Lr) × 1.12m × 0.45m、FRP ガソリン機関、132.4kW、平成25年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 34歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年5月24日 免許証交付日 平成24年5月24日 （平成29年5月23日まで有効） 搭乗者A 女性 45歳
死傷者等	重傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者A、搭乗者B及び搭乗者Cほか5人が乗ったバナナボートと称する浮体（以下「本件浮体」という。）を長さ約17mのロープでえい航し、樋合海水浴場を出発した。 本件浮体は、本船にえい航されて遊走中、平成26年7月21日16時00分ごろ、樋合海水浴場西方沖において、左右のバランスが崩れて右側に転覆し、搭乗者全員が落水した。 搭乗者Aは、落水時の衝撃により、背中に痛みを感じ、樋合海水浴場に戻った後、救急車で病院に搬送され、右第11肋骨骨折及び右腎損傷と診断された。 （付図1 事故発生場所概略図 参照）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2

	<p>海象：波高 約0.3m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、樋合海水浴場を利用する客を本件浮体に乗せて水上オートバイでえい航するなど、マリンレジャーの提供を行っていた。</p> <p>搭乗者A及び搭乗者C以外の搭乗者6人は、本事故当日の昼食時に飲酒していた。</p> <p>本件浮体は、長さ約4.99m、幅約1.89m、定員が10人であり、搭乗者は、本事故時、本件浮体の右側に4人、左側に4人がそれぞれ座っていた。</p> <p>搭乗者Aは、本件浮体の進行方向右側の前から2番目に、搭乗者Bは、右側の1番前に、搭乗者Cは、左側の1番前に、それぞれ座っていた。(写真1参照)</p> <div data-bbox="748 689 1401 1059" data-label="Image"> </div> <p>写真1 本件浮体</p> <p>船長は、本事故時、ふだんと同じくらいの約20km/hの速力で直進し、本件浮体をえい航していた。</p> <p>船長は、本事故当時、後方を振り向いたり、バックミラーで後方を確認したりしていたところ、搭乗者が本件浮体の上で飛び跳ねているように見えたので、本件浮体の左右のバランスが崩れて転覆したと思った。</p> <p>搭乗者Aは、本事故後、本事故時には本件浮体が約60～70km/hの速力でえい航されていたものと思った。</p> <p>搭乗者Bは、本事故当時、波しぶきがかかっていたので、目を開けることが困難であった。</p> <p>搭乗者Bは、本事故後、本事故時には本件浮体が約50～60km/hの速力でえい航されていたものと思った。</p> <p>搭乗者Cは、本事故後、本事故時には本件浮体が約40km/hの速力でえい航されていたものと思った。</p> <p>搭乗者B及び搭乗者Cは、本事故時、本船が左に旋回した際に本件浮体が転覆したものと思った。</p> <p>搭乗者A、搭乗者B及び搭乗者Cは、本件浮体が、本船の引き波等で海面を上下左右にバウンドするので、本件浮体から落ちないように取っ手を握っておくことが精一杯であった。</p> <p>搭乗者Bは、本事故時、本件浮体から約10～20m離れた所に落</p>

	<p>水した。</p> <p>船長及び搭乗者8人は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>搭乗者Aは、本事故当時、小型船舶用救命胴衣（固形式）を着用し、前のファスナーを上げて胴の部分の紐を締めていたものの、サイズが大きかったので、本事故時に落水した際、救命胴衣の脇の部分が腕の辺りまで脱げかけていた。（写真2参照）</p>  <p>写真2 搭乗者Aが着用していた救命胴衣</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 なし なし</p> <p>本件浮体は、樋合海水浴場西方沖において、本船にえい航されて遊走中、左右のバランスが崩れて転覆したことから、搭乗者Aが落水時に衝撃を受けて負傷したものと考えられる。</p> <p>本事故時の本船の速力及び本件浮体の動静等については、明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本件浮体が、樋合海水浴場西方沖において、本船にえい航されて遊走中、左右のバランスが崩れて転覆したため、搭乗者Aが落水時に衝撃を受けたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長は、本事故後、次の改善措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搭乗者には頭部保護用具を装着させること。 ・飲酒をした者を浮体に搭乗させないこと。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮体をえい航して遊走する場合は、浮体及び搭乗者の状況を確認するとともに、搭乗者の安全を確保する措置を十分に講じること。 ・浮体に搭乗する場合は、浮体が転覆したり、浮体から落水したりすることを念頭に置いておくこと。 ・救命胴衣は、体格に合ったものを着用する（着用させる）ことが必要である。

付図1 事故発生場所概略図

